

第二期加古川市立幼稚園及び保育園の認定こども園化推進方針

(令和4年1月見直し)

令和3年3月31日
市長決定

1 趣旨

加古川市立幼稚園及び保育園（以下「市立園」）の認定こども園化の考え方を示すため、令和2年度に「加古川市立幼稚園及び保育園の認定こども園化推進方針」（以下「本方針」）を策定しましたが、令和3年度に策定した「加古川市立幼稚園の今後のあり方について」の内容を踏まえ、次のとおり本方針を見直します。

2 本方針の目的

本方針は、次の4点を目的として、市立園を認定こども園に移行します。

- ①保護者の就労状況や家庭環境にかかわらず教育・保育を継続して提供すること。
- ②教育・保育の実施に適した子どもの集団を維持・確保すること。
- ③安全・安心な教育・保育環境を提供すること。
- ④地域の子育て支援の拠点施設として、さらなる機能・質を充実させること。

3 本方針の期間

本方針は、事業計画の計画期間とします。（令和2年度～6年度）

4 本方針の進め方

本方針は、事業計画に基づき教育及び保育の利用ニーズに基づき、既存の公立及び民間の提供体制を勘案したうえで、個別園ごとに認定こども園化などのスケジュールを定めた「加古川市立幼稚園及び保育園の認定こども園への移行スケジュール」を策定し進めます。

5 区域ごとの認定こども園化の方向性

- (1) 区域A（加古川、野口、平岡、尾上、別府にある小学校区）

●市立園の統廃合と併せて、認定こども園への移行を検討します。

従来の方針では待機児童の解消後に、認定こども園への移行を進めるとしていましたが、とりわけ施設の老朽化が進んでいる市立保育園（鳩里保育園、浜の宮保育園）については、老朽化が進んでいる若しくは「加古川市立幼稚園の今後のあり方について」に掲げる統廃合等の水準を満たすこととなった近隣の市立幼稚

園との統合による認定こども園化又は民間への定員移管を検討します。

(2) 区域 B (神野、新神野、八幡にある小学校区)

市立幼稚園 1 園のほか、民間の認定こども園等もあり、教育・保育の提供体制は整っています。

(3) 区域 C (米田、東神吉、西神吉、平荘、上荘、志方にある小学校区)

市立幼稚園 1 園、市立認定こども園 3 園のほか、民間の認定こども園等もあり、教育・保育の提供体制は整っています。

6 認定こども園化と一体的に進める事項

就学前児童数が急激に減少するなか、教育については、提供体制が、量の見込みを上回っています。保育については、事業計画において令和 4 年度以降、提供体制が量の見込みを上回る見込みとなっています。市立園としては、市内の幼児教育・保育の拠点施設として、一定の役割を果たすため必要な提供量を確保したうえで、民間園の受入状況も勘案して、次のとおり、市立園の定員を縮減します。

(1) 市立幼稚園の統廃合の検討

教育・保育に適した子どもの集団を確保するために、「加古川市立幼稚園の今後のあり方について」に掲げる統廃合の水準を満たすこととなった市立幼稚園の統廃合を検討します。

(2) 市立保育園及び市立認定こども園の定員調整の検討

今後の児童数の推移と教育・保育の提供量を勘案し、市立保育園及び市立認定こども園の保育定員の縮減（民間への定員移管含む。）を検討します。

7 本方針の見直し

本方針は、期間中であっても、区域ごとの子どもの数、待機児童数、施設の状況などに応じて、必要があれば随時見直します。

以上